

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 電子申告が身近に

Q : 電子申告が、今年から簡単になるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

電子申告は、「国税関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する省令」が改正され、納税者は税理士の関与があれば、電子証明書の取得やカドリードライタ一等の機器の取得が不要となり、税理士の電子署名による代行送信ができるようになります。

代行送信は、税理士の関与度合いによって2通りあります。

① 税務代理権限を有する場合

通常、税務代理を税理士に委任している場合は、税務代理権限証書を提出しなければなりません。e-TAXソフトで税務代理権限証書を提出する場合には、納税者の電子署名が不要となります。

② 税務書類の作成を委任している場合

税務代理を委任せず、申告書類等の作成だけを税理士に委任するという場合は、納税者が利用開始手続きを行い、税理士にIDを連絡して、税理士が代行送信することになります。この場合は、税理士が個人情報であるIDを扱うことから、代行送信のみに使用する旨の承諾書を得て申告するなどして個人情報を保護することです。

